

三重労働局長
石田 聡 殿

2025年 6月18日

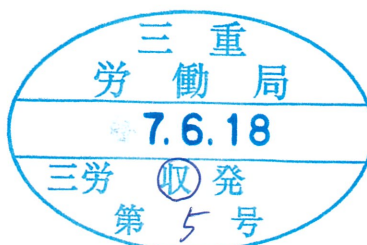
全日本電線関連産業労働組合連合会
三重県亀山市能楽野町20-16
三重県地方協議会
議長 石田 聡 殿

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、三重県電線・ケーブル製造業の最低賃金改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出をする者が代表する基幹的労働者の範囲
三重県において、電線・ケーブル製造業を営む使用者に使用される労働者
1, 109名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
「三重県電線・ケーブル製造業最低賃金」
3. 申し出の内容
上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申し出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1に達していることから①生活の維持・防衛②賃金格差の是正のため、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1, 109名
三重県における電線・ケーブル業を営む使用者に使用される労働者数
1, 428名 = $0.78 >$ 概ね3分の1以上
最も低い労働協約の金額 = 205, 000円/月 額
10, 081円/日 額
1, 301円/時間額
現在適用されている法定最低賃金 = 1, 023円/時間額
5. 添付書類
①労働協約の写し、②申し出合意書類及び委任状、③三重県における電線・ケーブル製造業の事業所数と労働者の概数及び、このうちの当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数の概数、④所定内労働時間数及び所定労働日数。



以上

三重県における電線・ケーブル製造業の事業所数と労働者の概数及び、このうちの当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数の概数。

1. 三重県における電線・ケーブル製造業の事業所数と労働者の概数

業 種 名	事業所数	適用労働者数
E 2 3 4 電線・ケーブル製造業	1 4	1, 4 2 8 人

2. 当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数の概数 (1, 1 0 9 人)

①賃金の最低額に関する労働協約の適用を受けるものの内訳

	当 事 者 名 称		最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
	事業所名	労働組合名	
1	古河電気工業株式会社 三重事業所	古河電気工業労働組合三重支部	6 7 9 人
2	株式会社フジクラ 鈴鹿事業所	フジクラ労働組合 鈴鹿地区	1 3 5 人
3	SWCC株式会社 三重事業所	SWCC労働組合 三重地区	2 9 5 人
計	3 事業所	3 組合	1, 1 0 9 人

* 2 0 2 5 年 6 月 1 日現在

* 上記の労働者数は 1 8 歳～ 6 0 歳までの組合員数である。

賃金の最低賃金が月額のみで表示されている
労使協定の場合の所定労働時間数状況

	事業所名	労働組合名	月額金額	1日の所定労働時間数	月間の所定労働時間数
1	古河電気工業 (株) 三重事業所	古河電工労組 三重支部		7 時間 45 分	157.6 時間
2	(株) フジクラ 鈴鹿事業所	フジクラ労組 鈴鹿地区		7 時間 45 分	157.6 時間
3	SWCC (株) 三重事業所	SWCC 労組 三重地区		7 時間 45 分	157.6 時間

年間の所定労働日数

	事業所名	労働組合名	年間の所定労働日数
1	古河電気工業 (株) 三重事業所	古河電工労組三重支部	2 4 4 日
2	(株) フジクラ 鈴鹿事業所	フジクラ労組鈴鹿地区	2 4 4 日
3	SWCC (株) 三重事業所	SWCC 労組三重地区	2 4 4 日

以上

令和 7年 7月 1日

三重労働局長

石田 聡 殿

自動車総連三重地方協議会

代表 山 智成

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、三重県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

三重県において、三重県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業を営む使用者に使用される労働者 33,053人

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

三重県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第16条第1項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから

①生活の維持・防衛 ②賃金格差の是正のため、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

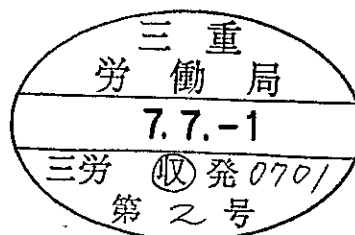
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	15,265	= 0.437	概ね3分の1以上
三重県における自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業を営む使用者に使用される労働者	34,925		

(最も低い) 労働協約の金額 = 円/月額
円/日額 ・ 1,150円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 1,047円/時間額

5. 添付書類

①労働協約の写 ②申出合意書及び委任状 ③三重県における自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数 ④所定労働時間数及び所定労働日数



以 上

三重県における『自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、
舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他
の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業』の事業所数と
労働者数の概数

(上記のうち賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

2025年6月1日現在

事業所名	組合名	賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	
			人
1.本田技研工業(株)鈴鹿製作所	1.本田技研労働組合鈴鹿支部	5256	人
2.(株)エイチワン 亀山製作所	2.エイチワン労働組合亀山支部	338	人
3.柳河精機(株)亀山工場・鈴鹿工場	3.柳河精機労働組合三重支部	218	人
4.ホンダオートボディー株式会社	4.ホンダオートボディー労働組合	485	人
5.マザーサンヤチヨ・オートモーティブシステムズ株式会社	5.マザーサンヤチヨ・オートモーティブシステムズ労働組合	228	人
6.ティ・エステック(株)鈴鹿工場	6.ティ・エステック労働組合鈴鹿支部	208	人
7.株式会社 エフテック亀山事業所	7.エフテック労働組合亀山支部	222	人
8.(株)デンソー大安製作所	8.デンソー労働組合	3962	人
9.トヨタ車体(株)いなべ工場	9.トヨタ車体労働組合	2865	人
10.愛知機械工業株式会社松阪工場・津事業所	10.愛知機械工業労働組合松阪支部	461	人
11.日本特殊陶業株式会社伊勢工場	11.日本特殊陶業労働組合伊勢支部	189	人
12.株式会社 ユタカ技研三重製作所	12.ユタカ技研労働組合三重分会	84	人
13.ジャパンマリンユナイテッド株式会社津事業所	13.ジャパンマリンユナイテッド津労働組合	749	人
事業所	組合	15265	人

最低賃金に関する協定書の所定労働時間数・所定労働日数及び賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数の概要

令和7年度6月1日現在

	事業所名	組合名	月額金額	所定労働時間数	所定労働日数	適用労働者数
1	本田技研工業㈱ 鈴鹿製作所	本田技研労働組合 鈴鹿支部	210,560 <日額>10,372 円	162.66 8.0時間	244 20.3 日	5,256 人
2	㈱エイチワン 亀山製作所	エイチワン労働組合 亀山支部	197,000	162.66 8.0時間	244 20.3 日	338 人
3	柳河精機㈱亀山工場 鈴鹿工場	柳河精機労働組合 三重支部	187,870	162.66 時間	244 20.3 日	218 人
4	ホンダオートボディー㈱	ホンダオートボディー労働組合	196,200	162.66 8.0時間	244 20.3 日	485 人
5	マザーサンヤチヨ・オート モーティブシステムズ 株式会社	マザーサンヤチヨ・オート モーティブシステムズ 労働組合	200,700	162.66 8時間	244 20.3 日	228 人
6	テイ・エステック㈱ 鈴鹿工場	テイ・エステック労働組合 鈴鹿支部	207,025	162.66 8.0時間	244 20.3 日	208 人
7	㈱エフテック 亀山事業所	エフテック労働組合 亀山支部	192,070	162.66 8.0時間	244 20.3 日	222 人
8	㈱デンソー 大安製作所	デンソー労働組合		時間	日	3,962 人
9	トヨタ車体㈱ いなべ工場	トヨタ車体労働組合 いなべ地区	187,070	162.667 時間	日	2,865 人
10	愛知機械工業株式会社 松阪工場・津事業所	愛知機械工業労働組合 松阪支部	190,000	162.67 8.0時間	245 20.33 日	461 人
11	日本特殊陶業株式会社 伊勢工場	日本特殊陶業労働組合 伊勢支部	217,100	158.2 7.75時間	245 20.41 日	189 人
12	株式会社 ユタカ技研 三重製作所	ユタカ技研労働組合 三重分会	197,262	162.66 8.0時間	244 20.3 日	84 人
13	ジャパンマリンユナイテッド 株式会社 津事業所	ジャパンマリンユナイテッド 津労働組合	201,000	8.0時間	240 20 日	749 人
	14事業所	14組合	賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数			15,265 人